

No.	⑧-1	R7 当初予算額 R6 補正予算額	200 百万円 2,500 百万円
事業名	指定管理鳥獣対策事業費	府省庁名	環境省
概 要	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等に基づき行う捕獲や被害対策等の取組に対し、必要な経費を国が支援する。		
支援対象	都道府県、協議会（※協議会は、下記対象事業 1(1),(3),(4) 及び 2(1),(5)に限る）、市町村（※市町村は、都道府県からの間接交付かつ下記対象事業 2(2),(3),(4)に限る）	補助率	1 / 2 以内、定額等
対象事業	1. ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業 （1）指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業 捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助 （2）指定管理鳥獣捕獲等事業 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助 （3）効果的捕獲促進事業 効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助 （4）認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助 （5）ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助 （6）ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援 ①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助 ②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助 2. クマ類総合対策事業 （1）計画策定・調査等事業 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画並びに広域的な保護・管理の方針策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助		

	(2) 捕獲等事業 指定管理鳥獣（クマ類）の捕獲及び処分に係る経費の補助 (3) 出沒防止対策事業 クマ類の出沒防止のための誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等に係る経費の補助 (4) 出沒時の体制構築事業 クマ類の市街地・集落等への出沒を想定した訓練・研修や出沒対応マニュアルの作成、出沒情報収集等に係る経費の補助
支援内容	1. ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業 (1) 事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内) (2) 事業費の 1 / 2 以内 (ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の 2 / 3 以内、豚熱ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）、ニホンジカの生息密度が 20 頭 / km²を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県にあっては 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はニホンジカに限る。）） (3) 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助 (4) 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内) (5) 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内) (6) ① 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については 1 頭当たり 10 千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各 2 頭目から支払い）及び 1 処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助 ② 1 頭当たり 8 千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額、シカ、イノシシ各 1 頭目から支払い）及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助 2. クマ類総合対策事業 (1) 事業費 5,000 千円を上限とする定額（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額（協議会） (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内。交付上限額は 12,500 千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかる認められる場合限り、事業費 20,000 千円を上限とする定額、交付上限額 25,000 千円。）、15,000 千

	円（協議会） （２）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （３）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （４）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （５）事業費 2,000 千円を上限とする定額 （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内）
離島での実績	香川県男木島ほか、長崎県対馬島、鹿児島県屋久島
備 考	
担当部署	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
連絡先	TEL 03-5521-8285
参照 HP	http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html